

# 目黒都税事務所からのお知らせ (令和7年3月)

- 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか? . . . . . 1
- 引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です . . . . . 2
- 個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月17日(月)です . . . . . 3
- 個人事業者の方へ 事業所税(23区内)の申告納付期限は3月17日(月)です . . . . . 4
- 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です . . . . . 5
- 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内) . . . . . 6
- 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の  
送付先変更手続はお済みですか?(23区内) . . . . . 7
- 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます . . . . . 8
- 都税の納税証明・評価証明等の申請にはLoGoフォームをご活用ください . . . . . 9
- 都税がスマホアプリで納付できます . . . . . 10
- 「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします . . . 11
- 来所せずにお手続ができます . . . . . 12
- 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する  
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内) . . . . . 13
- にせ都税メール・電話にご注意ください . . . . . 14
- 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます . . . . . 15
- 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について . . . . . 16
- 点字で課税の内容をお知らせします . . . . . 17
- 不動産登記申請時には課税明細書がご利用いただけます . . . . . 18
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します . . . . . 19
- 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する  
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内) . . . . . 20

—都税についてのお知らせ—

## 自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

### ◇ 自動車を譲渡したとき：

令和7年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

### ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：

令和7年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト（自動車  
検査登録総合ポータルサイト）

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

## 引越をしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越をしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請（※）は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

詳しくは、

主税局 自動車税種別割 住所変更

検索



主税局 HP



【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

ー都税についてのお知らせー

～個人で事業を営む方へ～



## 個人事業税の申告期限は3月17日（月）です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和7年3月17日（月）
申告先及び問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局HP（都税事務所等一覧）

個人事業者の方へ

## 事業所税（23区内）の申告納付期限は3月17日（月）です

### 事業所税

令和6年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、令和7年3月17日（月）までに申告・納付が必要です。

区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合



※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



主税局 HP（詳細はこちら）

### ●お問合せ先 所管都税事務所の事業所税班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひご利用ください。
- ・eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページを御覧ください。また、eLTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索



# 4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

期間	令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土・日・休日を除く。)
時間	午前8時30分から午後5時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和7年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

ー都税についてのお知らせー

～転居等により、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の  
納税通知書送付先を変更される方へ～

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



**住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。**  
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

### 【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続きください。



主税局 HP



LoGo フォーム

- 上記手続きは、23 区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。  
**納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。**  
＜変更できないもの（例）＞ 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

## 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**  
**②申告書の控え※（受付印のあるもの）**の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21  都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

# 都税の納税証明・評価証明等の申請には

## LoGo フォーム をご活用ください!



### ■ LoGo フォームでの申請が可能な証明

- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 23 区内の土地・家屋名寄帳
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23 区内の土地・家屋（補充）課税台帳

### ■ LoGo フォームでの証明書等の申請について

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 納税義務者本人</li> <li>• 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの</li> <li>• 上記の代理人</li> </ul>																		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パソコンもしくはスマートフォン</li> <li>※推奨環境</li> <li>■パソコンでのご利用</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>Windows</th> <th>Mac(Macintosh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Windows 10 以降</td> <td>macOS 11 (Big Sur) 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■スマートフォンでのご利用</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>Android</th> <th>iPhone / iPad</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Android 8.0 以降</td> <td>iOS 13 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> <td>Safari (最新版)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 商業登記電子証明書もしくはマイナンバーカード</li> </ul> <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>		Windows	Mac(Macintosh)	推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降	推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)		Android	iPhone / iPad	推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降	推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)
	Windows	Mac(Macintosh)																	
推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降																	
推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)																	
	Android	iPhone / iPad																	
推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降																	
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)																	
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クレジットカード又は PayPay</li> </ul> <p>※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub</p>																		

その他詳細な手続や Q&A は主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

東京都主税局 LoGo フォーム

検索



# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 **おうちで今、納付できます！**
- 💡 スマホ決済アプリで納税通知書等の**地方税統一QRコード（eL-QR）**を読み取るだけで納付ができます。



納税通知書等の下部に eL-QR が掲載

## 納付できる主な税目

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（23区）、固定資産税（償却資産）（23区）、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税 等

## 注意事項

### ■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

### ■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

### ■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※PayPay での納付において、本人確認前のチャージ金をご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

### ■eL-QR のない納付書や汚損により eL-QR が読み取れない納付書では上記の方法で納付できません。

**主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。**

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは主税局 HP をご覧ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。車検用の納税証明が必要な方は、納付後に支払履歴画面等をご用意の上、都税事務所等に申請してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

主税局 HP の「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



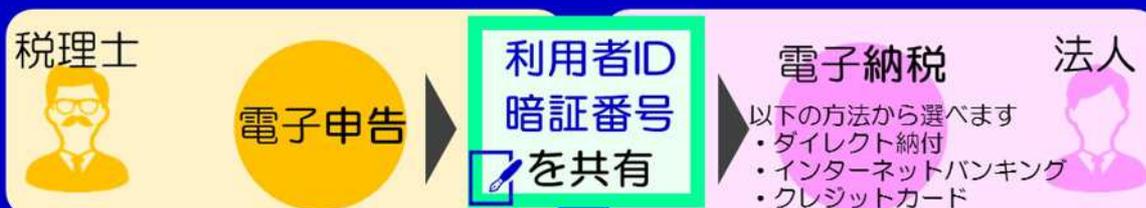


## eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、ダイレクト納付など法人側で簡単に電子納税ができます！

詳しくは、[こちら](#)⇒



【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL（直通）：03-5388-2984

## 来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

### 申告

- ✓ 電子申告
  - ・ eLTAX
  - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

### 申請・届出

（一部の手續を除く。）

- ✓ 電子申請・届出
  - ・ eLTAX
  - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

### 納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー  
（インターネットバンキング・  
モバイルバンキング・ATM）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

### 証明等の取得

- ✓ 郵送  
〒112-8787  
東京都文京区春日1-16-21  
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請  
申請方法は東京都主税局ホームページを  
ご覧ください。

東京都主税局 電子申請

検索

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に 対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

#### <建替え前の家屋>

- 不燃化特区内に所在すること
- 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊され、滅失登記が完了していること（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）

#### <新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在すること
- 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- 検査済証の交付を受けていること
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- 居住部分の割合が2分の1以上であること

#### <所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**5年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

### <減免を受けるための手続>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。  
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

### <不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



—都税についてのお知らせ—

## にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を過ぎた未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例 1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例 2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

## 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

### 減額の対象となる住宅

- ①令和8年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

### 減額される期間・税額

- |         |  |
|---------|--|
| 減額される期間 | 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分） |
| 減額される税額 | 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1を減額   |



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です（ただし、区分所有住宅の管理者等の場合は変更認定通知書の写しの提出で上記申告に代えることができます。）。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

### 特例の対象となる住宅 \*長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和8年3月31日までの間に取得した住宅であること  
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

#### 【税額の算出方法】

$$\begin{array}{rcl} \text{住宅の価格} & - & 1,300\text{万円} & = & \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times & \frac{3}{100} \text{ (税率)} & = & \text{税額} \end{array}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、  
東京都主税局ホームページに掲載しています。



東京都 主税局

検索



【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

—都税についてのお知らせ—

# 点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和7年2月28日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和7年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

# 不動産登記の申請時には 固定資産税・都市計画税 **課税明細書**を ご利用ください。



東京23区は  
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、  
評価証明（有料）の添付は原則不要\*です。

※注意事項をご参照ください。

不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、  
固定資産の価格を記載する必要があります。  
その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と一緒に  
お送りする課税明細書でご確認いただけます。

## 注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。  
納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

## お問合せ先

- 登記申請に関すること …東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- 固定資産税に関すること …資産が所在する区にある都税事務所

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。



## 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

※ 設計確認申請日より、減免対象や減免割合が異なります。

### 【減免対象1】

令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得

- ① 発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること

（※）一定の要件を満たすものに限る。

#### ▶減免される割合

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）



主税局 HP

### 【減免対象2】

令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）

（※）一定の要件を満たすものに限る。

#### ▶減免される割合

水準A：10割、水準B：8割、水準C：5割



環境局 HP

- 減免対象となる取得は、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限ります。
- 各水準は東京ゼロエミ住宅指針第3に規定するものを指します。
- 減免を受けるには申請が必要です。  
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。  
詳しくは主税局HPをご確認ください。

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <耐震化のための建替え>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和8年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

### <耐震化のための改修>

#### 減免対象

- ①昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和8年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの
- ②昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を全額減免（※①については、耐震減額適用後全額減免）

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。